

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 26 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容（委託をした歳入等）

スポーツ推進課直営の体育施設（上越市立上越体操場、上越市立大潟体操アリーナ）の使用料及び上越市主催スポーツ教室（トランポリン教室、スラックライン教室）の使用料の徴収及び収納事務の遂行

※本業務は上越市立体操施設管理運営業務委託契約に基づく。

2 委 託 先

名 称：一般社団法人 レインボージムナスティックス大潟  
住所又は事務所の所在地：上越市大潟区九戸浜 130 番地

4 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

3 委 託 期 間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで